旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年３月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日(保証社員になった場合)　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①城南トラベル　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－606号　④藤生由江　栃木県小山市西城南７－10－16　⑤本社営業所　栃木県小山市西城南７－10－16　⑥平成16年４月30日　⑧平成23年２月11日　⑩300万円　⑪栃木県知事　⑫栃木県小山市西城南７－10－16　藤生由江

Ｂ　①有限会社ＪＴＳ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5516号　④有限会社ＪＴＳ　東京都足立区綾瀬六丁目３番６－601号　取締役　伊藤一敏　⑤本社営業所　東京都足立区綾瀬六丁目３番６－601号グリーンパーク綾瀬リバーサイド　⑥平成16年10月25日　⑧平成21年10月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都足立区綾瀬六丁目３番６－601号　有限会社ＪＴＳ　取締役　伊藤一敏

Ｂ　①株式会社ＨＯＲＩＣＯＲＤ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5855号　④株式会社ＨＯＲＩＣＯＲＤ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　東京都港区六本木三丁目５番22－602号　代表取締役　ダシルバサカモトバダリナ　⑤六本木営業所　東京都港区六本木三丁目５番22シャンブルビル602号　⑥平成19年１月５日　⑧平成23年１月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都東村山市恩多町一丁目18番地26－３Ｆ　株式会社ＡＢＩ－ＡＮＡＹＡ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮＳ　代表取締役　オダビケビンオサギ

Ｂ　①旅フレンド　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－950号　④今浦義昭　相模原市中央区上溝７－39－11　⑤本社営業所　相模原市中央区上溝７－39－11　⑥平成22年１月４日　⑧平成23年２月14日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫相模原市中央区上溝７－39－11　今浦義昭

Ｃ　①株式会社湖光商事（湖がもトラベル）　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３－232号　④株式会社湖光商事　滋賀県草津市南笠東三丁目16番５号　代表取締役　太田圭介　⑤草津本店　滋賀県草津市南笠東三丁目16番４号　⑥平成22年12月７日　⑨平成23年２月９日　⑩300万円　⑪滋賀県知事　⑫滋賀県草津市南笠東三丁目16番５号　株式会社湖光商事　代表取締役　太田圭介

Ｂ　①リンク・トラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2095号　④有限会社オフィス・リンク　大阪府大阪市北区梅田一丁目３番１－200号　代表取締役　水尾大介　⑤本社営業所　大阪府大阪市北区梅田１－３－１大阪駅前第一ビル２Ｆ　⑥平成12年11月29日　⑧平成22年11月29日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市北区南扇町７番13号　北税務署長　財務事務官　森川宗照

Ｂ　①アイセーツアー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2107号　④株式会社アイセー　大阪市東住吉区中野３丁目８番18号　代表取締役　芝田勝義　⑤本社　大阪市東住吉区中野３丁目８番18号　⑥平成13年２月23日　⑧平成23年１月26日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市東住吉区中野３丁目８番18号　株式会社アイセー　代表取締役　芝田勝義

Ｂ　①ピーターラビット　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1603号　④大阪府富田林市向陽台四丁目１番８－103　飯坂忠久　⑤大阪旅行サロン　大阪市平野区喜連西４－７－19　⑥平成６年３月31日　⑧平成23年２月17日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府富田林市向陽台四丁目１番８－103　飯坂忠久

Ｂ　①有限会社水平線トラベル　②第３種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第３－64号　④有限会社水平線トラベル　宮崎県宮崎市中西町269番地４　代表取締役　才名園優一　⑤本社営業所　宮崎県宮崎市中西町269番地４　⑥昭和62年３月30日　⑧平成23年２月16日　⑩300万円　⑪宮崎県知事　⑫宮崎県宮崎市中西町269番地４　有限会社水平線トラベル　代表取締役　才名園優一

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年３月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社シールズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4943号　④有限会社シールズ　東京都板橋区前野町四丁目１番６号　取締役　赤津佐地子　⑤本社営業所　東京都板橋区前野町四丁目１番６号　⑥平成13年１月26日　⑦平成22年11月４日　⑧60万円　⑨300万円